

空港の指定管理者評価委員会 議事録

日時	令和2年7月17日（金） 午前11時00分～午前11時35分	
場所	都庁第二本庁舎9階 9B会議室	
出席者	高野 豪	東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長（委員長）
	金子 邦博	公認会計士
	上田 進	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
	高橋 直紀	全日本空輸株式会社企画室ネットワーク部部長代理
欠席者	篠原 隆利	東京都八丈支庁総務課長
事務局	松本 克己	東京都離島港湾部管理課長
	寺本 美由紀	東京都離島港湾部管理課課長代理
	栗原 孝太郎	東京都離島港湾部管理課主任
	太田 有沙	東京都離島港湾部管理課主任

【委員会概要】

議事進行：高野委員長

司会進行、事務局説明：松本課長

次第：

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事
 - （1）指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - （2）その他
- 4 閉会

【開会】

（事務局・松本課長）

ただいまから、空港の指定管理者評価委員会を開催いたします。

外部委員の先生方におかれましては、本評価委員会への御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、事務局で司会進行を担当いたします、離島港湾部管理課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

【委員紹介】

（事務局・松本課長）

はじめに、委員の皆様方を御紹介申し上げます。名簿順に御紹介申し上げます。公認会計士の金子委員でございます。

（金子委員）

どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局・松本課長）

一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事の上田委員でございます。

（上田委員）

上田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局・松本課長)

全日本空輸株式会社企画室ネットワーク部部長代理の高橋委員でございます。

(高橋委員)

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・松本課長)

東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長の高野委員でございます。

(高野委員長)

高野でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局・松本課長)

このほか、東京都八丈支庁総務課長の篠原委員がおりますが、本日は欠席しております。

(事務局・松本課長)

本委員会は、委員 5 名のうち 4 名にご出席いただいておりますので、「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」第 6 第 2 項の規定に基づき、有効に成立しております。

なお、委員長は同要綱第 3 第 2 項に基づき、高野島しょ・小笠原空港整備担当部長が務めます。

【資料確認】

(事務局・松本課長)

次に、本日の資料の御確認をお願いします。

まず、空港の指定管理者評価委員会「次第」、「委員名簿」、「座席表」につきましては、プロジェクターにて御案内いたします。お手元に配布いたしました資料としましては、まず「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」でございます。

次に、

資料 1 「八丈島空港の管理について」、

資料 2 「指定管理者の評価について」、

資料 3 「一次評価基準」、

資料 4 「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」、

資料 5 「空港の指定管理者に係る二次評価（案）」、

なお、一次評価に当たって使用しました資料を「参考資料」として、別冊で一式御用意しております。資料は以上ですが、不備等ございませんでしょうか。

【委員長挨拶】

(事務局・松本課長)

それでは、ここで、委員長であります高野島しょ・小笠原空港整備担当部長より一言御挨拶申し上げます。

(高野委員長)

改めまして、東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長の高野でございます。委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず、本委員会の評価委員に御就任を賜りまして、また、本日も御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今回御審議いただく東京都八丈島空港は、東京から約 290 km 離れた島しょ

という地理的に特殊な状況を考慮いたしまして、八丈島空港ターミナルビルを運営しております「八丈島空港ターミナルビル株式会社」を指定管理者として特命しております。

その八丈島空港ターミナルビル株式会社が指定管理者となってから、4年が経ちましたが、この間、行政と連携しつつ、施設の管理が行われているところでございます。

東京都といたしましても、より質の高いサービスの向上を目指しまして、引き続き適切に指導・監督を行ってまいりたいと考えております。

本日の評価委員会では、平成31・令和元年度における指定管理者の管理運営状況等につきまして委員の皆様方より御意見を頂戴し、施設のより良い運営を目指してまいりたいと存じます。

委員の皆様方には、御審議の程をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
(事務局・松本課長)

それでは、ただいまから議事を進行してまいります。高野委員長、よろしくお願いいたします。

【議事】

(高野委員長)

早速ですが、これより議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、指定管理者が平成31・令和元年度に実施いたしました施設の管理運営状況等の評価につきまして、当委員会としての評価を決定いただくものです。

それでは、議事(1)「指定管理者の管理運営状況等の評価等について」事務局から説明をお願いします。

(事務局・松本課長)

では、初めに、お手元の資料1「八丈島空港の管理について」をお開きください。本委員会において評価していただくのは、「東京都八丈島空港」の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。「1 概要」を御覧ください。東京都営空港条例に基づき、東京都八丈島空港につきましては、指定管理者であります「八丈島空港ターミナルビル株式会社」が管理しております。

指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間となっております。

管理する施設につきましては、右下に写真と概要をお示ししております。

次に、指定管理の主な業務としましては、「2 指定管理者の業務」を御覧ください。空港の運営管理、広報、空港施設の維持管理、空港の法的管理、災害時・緊急時対応及び事故対応となっております。

次に、「3 八丈島空港について」でございます。資料の左側下段に記載のとおりでございます。平成31・令和元年の定期便の使用実績につきましては、就航便数は1,044便、旅客人数は約19万9千7百人、取扱貨物量は約910トンとなっております。

次に右側に移りまして「4 特命理由」につきましては、後ほど、特命要件の確認の際に御説明いたします。

「5 八丈島空港ターミナルビル株式会社について」の御説明につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、評価の目的や流れについて御説明いたしますので、恐れ入りますが、資料2「指定管理者の評価について」を御覧ください。

指定管理者の評価は、業務の履行状況やサービスの実施状況などをチェックし、管理運営業務に反映させることで、サービスの一層の向上と施設運営の継続的な改善を図ることを目的として行われるものです。

評価の流れとしましては、施設の管理運営状況について、八丈支庁が業務報告書や現地調査等によって確認した結果と、実績報告などの資料を踏まえて、港湾局が一次評価の決定を行うとともに、財務状況や特命要件の確認を行っております。

本委員会では、委員の皆様は、港湾局離島港湾部が行いました一次評価を検証していただいた上で、専門的な観点から二次評価を行っていただきます。その後、港湾局におきまして、二次評価の結果に基づき、総合評価を決定いたします。

続きまして、空港の指定管理者に係る一次評価基準について御説明いたしますので、資料3「一次評価基準」を御覧ください。

大きく分けまして、大項目に記載のとおり「管理状況」と「事業効果」という2つの項目につきまして、評価を行っております。

「管理状況」につきましては、さらに細分化され「適切な管理の履行」・「安全性の確保」・「法令等の遵守」・「適切な財務・財産管理」の4つの中項目となっております。「事業効果」につきましては「事業の取組」・「利用の状況」・「利用者の反応」・「行政目的の達成」の4つの中項目に分かれております。

それぞれの中項目には確認項目が設けられており、合計28項目ございます。一番右の欄の評価基準に基づき、指定管理者が果たすべき水準を満たすなどしていれば「水準どおり」、それ以上であれば「水準を上回る」、それ以下であれば「下回る」と判定を行っております。

次に、一次評価結果は資料4「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」に表裏2ページにわたって記載しております。表の見方でございますが、先ほどの三段階の評価をそれぞれ、2点、1点、0点と点数化いたしまして、全体の点数を算出しております。

裏面の2ページ目を御覧ください。中ほどの「評点」ですが、全項目が「水準どおり」であった場合の合計点35点を標準点とし、標準点からどの程度上回っているか、あるいは下回っているかで、SからCまでの4段階で評価しております。

なお、評価のS、A、B、Cにつきましては、東京都全体の指定管理者制度に係る指針が変更となりまして、昨年度までは、S、A+、A、Bで評価されておりましたが、今年度からS、A、B、Cと評価されることになっております。昨年度までの「A+」が今年度の「A」、同様に「A」が「B」、「B」が「C」に、それぞれ変更しています。

次に、その下にございますように、「指定管理者の財務状況」及び「特命要件の継続」についても確認を行っております。

続きまして、一次評価の内容について御説明いたします。資料4の後ろにお付けした別紙の1ページ目「適切な管理の履行」から御説明いたします。

人員の適正配置や育成のほか、巡回業務や施設の点検、修繕などの管理・運用業務を年間事業計画どおりに実施していることを、実績報告書及び年間作業計画で確

認しましたので、各項目を適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。確認資料は、参考資料の2ページ及び5ページから14ページにお付けしております。

なお、支庁からは、昨年度も御報告いたしました、夏の高温時の滑走路路面剥離対策はもちろんのこと、バードストライク対策として、鳥の餌となるカナブンの調査など、地道な対策も行っていると報告を受けております。

一方で、資料4の表面にお戻りいただきたいのですが、「適切な管理の履行」の「評価の内容」のとおり、支庁が実施しました自主点検で、制限区域の立ち入り管理に必要な、ランプパス管理に係る台帳等の整理に、不十分な点が見受けられたとの報告がありました。こちらにつきましては、既に是正済みであることも含めて、記載しております。

続きまして別紙の2ページ「安全性の確保」についての項目がございます。こちらにつきましては、管理の瑕疵を原因とした事故がないのはもちろんのことですが、新たな空港の事業継続計画策定への参画のほか、「空港保安対策」として、消火救難や不法侵入者事案等の対応訓練なども計画どおり実施していることが、参考資料としてお付けしている実績報告書で確認できておりますので、各項目について適正な状態であることを確認し、水準どおりであると評価いたしました。なお、実績報告は参考資料8ページ、12ページにお付けしております。

続きまして、別紙3ページの「法令等の遵守」ですが、主に個人情報などの情報の取扱いに係る確認項目となっております。こちらにつきましては、申請書等の個人情報の施錠保管や個人情報に係る研修の実施など、個人情報保護や記録の取扱いに問題がないことを八丈支庁が確認しておりますので全ての項目について適正であると、「水準どおり」と評価いたしました。

続きましてその裏面がございます別紙4ページの「適切な財務・財産管理」でございます。こちらにつきましては、収入と実績額の差額比率が0.15%であり、評価基準の±10%以内に収まっていることから、水準どおりとなっております。

また、その次の経理処理、貸与物品等の所有財産の管理、経理・現金に関する書類等の管理についても問題がないことを、八丈支庁が確認しております。

以上から各項目が適正であると認め、「水準どおり」と評価いたしました。

なお、収支状況の評価で使用した資料でございます収支決算報告書は、別冊の参考資料3ページにお示ししております。

続きまして、別紙5ページの「事業の取組」についてです。評価で使用した資料を参考資料16ページから49ページにお示ししておりますが、内容といたしましてはホームページでのPRのほか、空の日イベント、制限区域見学会など、空港への理解促進を図る取組が行われています。一方で、特筆すべき事項がないことから、評価基準により、この項目につきましては「水準どおり」と評価いたしました。

続きましてその裏面になりますが、別紙6ページ「利用の状況」についてです。空港使用実績として着陸機数が記載されております。合計いたしますと、平成31・令和元年度は1,964機の利用があり、評価基準に照らして、過去5か年平均の±10%以内ということで、水準どおりの範囲内となっていることから、このとおり評価しております。

最後に別紙7ページ「行政目的の達成」ですが、こちらは警察、消防などの関係機関との連携を評価するものでございます。空港関係者全てが参加する空港委員会などを通じて、関係機関との連携を図り、円滑に業務を遂行していることが確認で

きたことから、「水準どおり」と評価いたしました。

また恐れ入りますが、資料4の本体にお戻りください。裏面の2ページ目でございます。「要改善事項等」に記載がございます。利用者アンケートが、空港施設の利用者からの回収が3件と少なかったことから、回収数の増加策を検討すべきである旨、記載しております。参考資料50ページにアンケート結果をお示ししております。

以上の管理状況等を踏まえ、全項目で「水準どおり」となり、2ページ目の評価結果のとおり、点数は35点で、一次評価はBとなりました。昨年度までの基準で行きますとAとなるのですが、先ほど申し上げましたとおり指針が改定となりましたことからBということでございます。

次に、その下の確認事項に移りまして、指定管理者の財務状況について御説明いたします。参考資料最後の51ページの「経営基盤計算書」を御覧ください。

八丈島空港ターミナルビル株式会社の財務状況はこちらの表のとおりでございます。このうち、表の下にある6項目を指標として確認した結果、一定水準以上を確保しており、全体として同会社の事業存続に支障がないと判断いたしました。

次に、特命要件の確認についてでございます。恐れ入りますが、資料4裏面の2ページ目にお戻りください。その一番下に特命要件の継続について記載しております。

本施設は、

- 東京の南方海上約290kmに位置する八丈町にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される地域にあること。
- 専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性があり、また、八丈島と本土を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に施設を管理するため、当該施設に昭和57年に設置した八丈島空港ターミナルにおいて業務を行ってきていること。
- 当該施設の安全及び維持の管理に十分な実績と空港管理・運用業務のノウハウを持ち、航空事業者等との利用調整の経験を有し、また、空港の保安対策ではこれまで東京都と協力し対応を図ってきていること。

以上のことから、「八丈島空港ターミナルビル株式会社」を特命として選定しており、昨年度においても、この特命要件は継続しております。

以上のことから、評点が「B」であること、財務状況及び特命要件が継続していることを確認し、一次評価の決定を行いました。

最後に、一次評価を踏まえまして二次評価案を提示させていただいております。資料5の二次評価案を御覧ください。

評価案は一次評価と同様にB評価としております。

理由につきましては、評価欄の下に記載しております。管理業務につきましては、年間事業計画どおりに実施されており、創意工夫ある取組も見られること、個人情報や経理処理などについても、適正に管理されていることなどが挙げられます。

事業効果につきましては、空港の情報発信や空の日イベントなどの自主事業を積極的に実施し、空港に対する理解促進に努めていることが挙げられます。以上より、管理状況・事業効果ともに指定管理者として必要十分を満たしていると判断できることから、B評価を御提案させていただきます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(高野委員長)

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(上田委員)

評価についてではないのですが、私の経験から申し上げたいのは「ヒヤリ・ハット」報告です。ヒヤリ・ハットの収集の仕方にはその会社の性格が出ます。

ヒヤリ・ハットを出すと、一見、会社に対する不満を言っているように思えますが、それが素直に出てきますと、悪いところが直せるので特に大事ではないかとこれまでの経験から感じております。

(事務局・松本課長)

ありがとうございます。ただ今いただきましたヒヤリ・ハットの件ですが、空港はかなり厳格に国土交通省航空局のガイドラインや指針等に基づき実施しております。ヒヤリ・ハットの収集策として、事務所に箱が備えられておりそこに投函するような形や、あるいは責任者を決めてその責任者にメールが届くような仕組みとなっております。空港の場合ですと、空港管理者はもちろんそこで働いている様々な事業者さんを含めて一堂に会する会議の場がございます。先ほども少しお話ししましたが、空港委員会や少しメンバーを変えた形の安全管理委員会を開催し、ヒヤリ・ハット等の安全情報を共有しております。

(高野委員長)

ヒヤリ・ハットに関しては、情報を共有し、直していくことが大切だと思います。今、松本より説明のあった体制等により一層の共有を図ってまいりたいと考えております。

(高橋委員)

評価内容については異論ございません。自由な意見ということでよろしいでしょうか。昨今色々な自然災害ですとか想像もしていなかったような事態が起こっております。羽田空港に飛行機をたくさん置いているのですけれども、災害が起こった際に飛行機を退避させるということが年間の中で発生します。例えば、台風で50mくらいの風が吹く時には全機、全国の各空港に移動したということもございましたけれども、状況によっては津波であったり、富士山の噴火であったりと刻一刻と時間を争うような状況や、あるいは退避する空港の選択肢がないというときに、もしかしたら八丈島空港に飛行機を持っていくというシチュエーションが全く否定できない環境であると思っております。首都圏空港に近いところにありますので他空港に災害があった際、3時間後に飛行機が4機飛んできて草地に突っ込んででも飛行機を退避させたいといった場合などがあるかもしれません。非常に突飛な感覚ではありますが、飛行機は非常に高価ですので、そのような状況になった場合、航空会社は1機でも救いたいという感覚になると思います。そこで首都圏にある、あるいは近場にある閉鎖されていない空港を探していくときに、弊社としては八丈島に就航しておりますので、八丈島空港が選択肢になりうるかもしれません。1機100億の飛行機が救えるということであれば、そのようなことも今後ありうるのかなと思っております。

(事務局・松本課長)

貴重な御意見ありがとうございます。せっかく八丈島空港がございますので、ぜひ有効活用できるよう御相談・検討させていただければと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

(高野委員長)

自分のところが受ける災害に備えて色々と対策を立てていると思うのですが、他空港の影響を受けるということは、今のような例を考えるともしかしたら想像していないかもしれません。八丈島空港は閉鎖していないけれども、本土側が大変ということまで想像しているかと言われれば。一度考えてみてもよいかもしれませんね。

(高橋委員)

普通は想像しなくてよいことかと思うのですが、どのような形で本土側の空港が使えなくなるのかはいくら想像しても分からないところがございます。中部空港とか新千歳等大きいところはあるのですが、刻一刻と状況を争うようなときに少ない燃料でとりあえず数機でも八丈島空港に逃がそうという発想は、弊社の感覚としてはあります。今、羽田に飛行機をたくさん集約させている関係で、特に小型機の場合であれば八丈島の滑走路が使えますので、御意見として投げかけさせていただきました。

(金子委員)

今年度の評価に関しましては、特段意見等はないのですが、今後の経営基盤という観点からは懸念があるので、お願いをしたいと思います。参考資料の 51 ページに経営基盤が掲載されております。今年の 3 月の決算において、空調設備を更新したと聞いているところですが、固定資産がほぼ倍増しております。投資をしますと当然、後年度に減価償却という形で費用の増加が起きます。空調設備ですので、おそらく耐用年数 15 年くらいだと思いますので、単年度 3,000 万から 4,000 万の間くらいの減価償却費が発生すると思います。経営計画の中では、営業利益の中で十分賄えるという計算で設備投資をなされたんだと思いますけれども、今年度、このような状況の中で、空港会社の収益の内容まで細かく分析しておりませんのでどれだけ影響を受けるのかは分かりませんが、少なからず費用の面で必ず増える 3,000 万から 4,000 万円を吸収できるだけの経営基盤となっているかという点、若干懸念が残ります。東京都としても、八丈島という島を守るために必要な施設であり、空港自体を守っていかなければいけないと思いますので、経営状況に大きな問題が発生しないように、経営状況について綿密にヒアリングしていただければと思います。以上です。

(事務局・松本課長)

ありがとうございます。御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響も出てくると思いますので、経営状況につきましては、都としても引き続き注視して、ヒアリング等を行ってまいりたいと考えております。

(高野委員長)

それでは「指定管理者の管理運営状況等の評価」の決定に移らせていただきます。本委員会におきましては、一次評価の結果及びただ今の御議論・御意見の内容を踏まえまして、二次評価の内容を資料 5「空港の指定管理者に係る二次評価(案)」のとおりとしたいと考えておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(金子委員、上田委員、高橋委員)

異議なし。

(高野委員長)

ありがとうございました。

それでは、当評価委員会の評価を資料5のとおりとさせていただきます。
続きまして議事(2)「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。
(事務局・松本課長)

本日、「その他」につきましては特段ございません。
(高野委員長)

それでは、以上で議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返しいたします。
ありがとうございました。

【閉会】

(事務局・松本課長)

委員の皆様、御審議いただきまして、ありがとうございました。

都といたしましても、当施設の管理運営につきまして、指定管理者とともに努力してまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本評価委員会の議事録につきましては、本日から1か月以内に港湾局のホームページにて公表いたします。また、評価結果につきましても、後日、公表させていただくこととなっておりますので、御了承のほどをお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして空港の指定管理者評価委員会を終了いたします。本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。